



平成 26 年 6 月 26 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア ー ト ネ イ チ ャ ー
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 五 十 嵐 祥 剛
(東証第一部・コード7823)
問 合 せ 先 取 締 役 兼 上 席 執 行 役 員 経 営 企 画 部 長 内 藤 功
電 話 03-3379-3228

株主代表訴訟に関するお知らせ

平成 25 年 2 月 13 日付「株主代表訴訟に関するお知らせ」にて公表いたしました、当社株主 4 名（以下「原告ら」といいます。）が当社取締役 5 名（うち 3 名は退任）及び監査役 3 名に対して損害賠償を請求した株主代表訴訟（以下「本件代表訴訟」といいます。）につきまして、本日判決が言い渡されましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日
東京地方裁判所民事第 8 部 平成 26 年 6 月 26 日
2. 訴訟の経緯
本件代表訴訟は、平成 18 年 3 月 9 日開催の当社臨時株主総会決議に基づいて行った第三者割当増資の割当価額が著しく低廉であり、これにより当社に損害を与えたとして、原告らが増資時の当社取締役 5 名及び監査役 3 名に対し、8 億 168 万円の損害賠償を請求したものです。
3. 判決の内容
判決の内容は以下の通りであります。
(1) 原告らの請求をいずれも棄却する。
(2) 訴訟費用及び補助参加に関する費用は、原告らの負担とする。
4. 今後の見通し
今後、本件代表訴訟に関して開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせします。

以 上